

## 新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾の見直しを求める意見書

国土交通省は本年8月3日、国際競争力を高めるとの目的で重要港湾103のうち、43港を「新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾」に選定した。

選定された港は「選択と集中」という方針の下、国の直轄事業を新たに事業化することができるが、選定から漏れた60港は国の新規直轄事業計画を事業化することが困難となった。

この結果、重要港湾間の整備格差が著しくなるとともに、地方港の衰退に拍車がかかる危険性が生じ、国際競争力を高めるという制度本来の目的を失わせると同時に、重要港湾を規定した港湾法第2条第2項に逸脱する可能性が考えられる。

また、重要港湾の港湾管理者への国からの事業費補助について概要が不明確であり、港湾管理者たる広域自治体のみならず、選定から漏れた重要港湾を有する基礎自治体にとっても地域振興の計画見直しを余儀なくされるとともに、地域住民の生活に重大な支障が生じることとなる。

よって国に対し、新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾の制度を見直すよう、下記の事項の実現を強く求めるものである。

### 記

1. 現在実施された新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾の選定を一旦凍結し、制度のあり方や本来の目的を見直すこと。
2. 新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾の選定にあたり、その選定基準を公開して明確にすること。
3. 新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾の選定から漏れた重要港湾への、国直轄事業の新規事業化予算枠を設定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月16日

七尾市議会議長 大林 吉正